

## 児童・生徒の福祉実践教室実施要綱

### 1. 目的

福祉実践教室は、児童・生徒が障がい者・高齢者から講話を聞き、実際に疑似体験することによりさまざまな人が暮らしている地域社会で相手の立場を理解し、思いやりの心を育み、『人にやさしいまちづくり』として日常的な福祉活動を実践するための契機として開催する。

### 2. 実施主体

岡崎市社会福祉協議会 ボランティアセンター

### 3. 実施対象

岡崎市社会福祉協議会の指定を受けている福祉教育推進校及び福祉実践教室の目的に賛同し、実施を希望する小・中・高等学校等（以下「実施校」という。）の児童・生徒。

### 4. 実施期間

4月1日～3月31日

### 5. 実施内容

車いすガイド、手話、点字、要約筆記、視覚障がい者ガイド、高齢者疑似体験、盲導犬、発達障がい、いじめ防止等

### 6. 申請

原則として、実施日の2ヶ月前までとする。

### 7. 経費

この事業に要する経費は、岡崎市社会福祉協議会の負担とする。

### 8. 手続き及び詳細については、別紙『福祉実践教室のすすめかた』参照のこと。

## 福祉実践教室のすすめ方

福祉実践教室の目的にもあるとおり、各メニューには必ず「対象者」がいます。その対象者がどのような状態にあって、どのようなサポートが必要なのか？を起点として紹介させていただいているメニューであることをご理解いただいたうえ、所定の手続きをお願いいたします。

①福祉実践教室の開催候補日、実施希望科目をある程度考えていただいたうえ、社会福祉協議会ボランティアセンターまでお申込みください。申込期限は実施日の2ヶ月前です。

②担当教諭と社協担当者との打ち合わせ

- ・ 電話でのお申し込みの場合、後日来所いただくよう日程調整をさせていただきます。
- ・ 来所申し込みの場合、同時に打ち合わせを行います。

③日程、講師の決定

社会福祉協議会ボランティアセンターと講師団体とで日程を決定し、結果を学校へ連絡いたします。

④講師の決定

各科目の講師を社会福祉協議会ボランティアセンターで調整し、決定いたします。講師の決定後、当日の講師の氏名、講師の所属団体長（担当者）の氏名と連絡先を学校にお知らせします。講師の所属団体長（担当者）と授業の詳細について打ち合わせを行ってください。

⑤実施計画書の作成及び提出

実践教室様式①-1～②をボランティアセンターホームページの【ダウンロード】→【提出様式一式】からダウンロードし作成してください。提出については、社会福祉協議会ボランティアセンターにメールにて提出してください。

⑥用具の貸出しについて

実践教室で必要となる車いすや点字板等は社会福祉協議会から貸出し可能です。原則として実施日の前日に社会福祉センターまで取りに来ていただき、当日返却をお願いします。

⑦講師の送迎について

講師の送迎を学校にお願いする場合があります。

⑧講師料について

講師料は、社会福祉協議会が負担します。

⑨実施報告書の提出について

実践教室実施後2週間以内に、実践教室様式④をボランティアセンターホームページよりダウンロードして社会福祉協議会ボランティアセンターに提出してください。

岡崎市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL 0564-47-7955

E - mail vc@okazaki-shakyo.jp

URL [http://home1.catvmics.ne.jp/^oka\\_sha/](http://home1.catvmics.ne.jp/^oka_sha/)